

府中市福祉作業所等連絡協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、府中市福祉作業所等連絡協議会という（以下、「本会」という）。

(目 的)

第 2 条 本会は、障害児者施設・関係事業所等を中心に障害児者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 施設・事業所運営に関する情報交換並びに協議
2. 日常の通所者支援に関する情報交換並びに調査・研究
3. 府中市の障害者施策の向上のための行動
4. 施設通所者の工賃向上のための連携
5. 関係機関等との連携、協力
6. その他、目的を遂行するために必要な事業

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、原則として次のものとする。

1. 府中市内の障害者施設・関係事業所等とする。
2. その他、会員の総意で適当と認められた者

(役 員)

第 5 条 本会に以下の役員をおくことができる。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 1 名
4. 事務局次長 1 名
5. 研修委員会委員長 1 名
6. 予算対策・折衝委員会委員長 1 名
7. 部会長 部会ごとに 1 名
8. 役員は兼務を可能とする

(職 務)

第 6 条 本会役員・委員は以下の職務を行うことができる。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。
3. 事務局長は、本会の日常業務を行なう。

4. 事務局次長は、事務局長を補佐し、会計等を行なう。
5. 研修委員長は、3名程度の委員で構成される研修委員会を招集し、職員研修、利用者研修等の研修を適時企画運営する。
6. 予算対策・折衝委員長は、3名程度の委員で構成される予算対策・折衝委員会を招集し、作業所等における予算問題を審議し、行政等に対して折衝を行なう。
7. 部会長は部会をまとめ、議題整理をするとともに、部会で話し合われた内容について作業所連絡会に報告を行なう。

(役員を選出及び任期)

第7条 本会は以下のように役員を選出及び任期について規定する

1. 役員は例会において選出する。
2. 役員の任期は、1年とし再選を妨げない。

(会議等)

第8条 本会には、次の会議をおく。

1. 例会は、毎月、1回とし、会の事業および情報交換等を行なう。
2. 臨時会は必要に応じて開催する。
3. 原則として、毎月1回、役員会を開催する。

(会議の招集等)

第9条 会議は、会長が招集する。

(部会の設置)

第10条 本会における部会の設置については以下のように定める

1. 本会は必要に応じて、部会を設けることができる。
2. 部会には部会長をおく。

(会費等)

第11条 本会の会費等を以下のように定める

1. 本会の会費は、1施設につき年間3,000円とし、原則として毎年4月にこれを納入する。
2. 本会運営の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。
3. 本会の経理は、毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第12条 本会則は、例会の議決を経なければ変更することはできない。

付 則 この会則は、平成3年5月14日から施行する。

付 則 この会則は、平成4年4月12日から施行する。

付 則 この会則は、平成9年4月14日から施行する。

付 則 この会則は、平成11年4月8日から施行する。
付 則 この会則は、平成12年4月7日から施行する。
付 則 この会則は、平成19年4月11日から施行する。

付 則 この会則は、平成20年12月18日から施行する。
付 則 この会則は、平成22年3月18日から施行する。
付 則 この会則は、平成23年4月21日から施行する。
付 則 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
付 則 この会則は、令和3年4月1日から施行する。